

全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会開催要綱

(目的)

第 1 条 電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備（以下「設備」という。）の普及が予想されるため、これらの設備の火災予防上必要な安全対策について検討を行う。

(検討事項)

第 2 条 検討部会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 全出力 50kW を超える急速充電設備の火災リスクの検証
- (2) 全出力 50kW を超える急速充電設備の火災予防上必要な防火安全対策

(部会)

第 3 条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

- 2 部会には、部会長を置く。また、部会には、部会長の指名する副部会長を置く。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を主宰する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会公開の原則)

第 4 条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第 5 条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から令和 2 年 3 月 31 日（火）までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めるほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 30 日から実施する。